

国立大学法人琉球大学における職員の出張申請に関する取扱要項の一部改正に伴う新旧対照表（案）

（改正理由）

- ・ 部局等の定義を整理するため所要の改正を行う。
- ・ 旅費の支給が発生しない出張手続きを簡略化するため所要の改正を行う。

新	旧
<p style="text-align: center;">国立大学法人琉球大学における職員の出張申請に関する取扱要項</p> <p>1 趣旨 国立大学法人琉球大学における職員の出張申請に関する取扱いについては、就業規則その他別に定めるもののほか、この取扱要項（以下「要項」という。）に定めるところによる。</p> <p>2 定義 （1） 部局等 <u>この要項において「部局等」とは、国立大学法人琉球大学組織規則に規定する運営推進組織（第21条、第22条、第23条及び第23条の2を除く。）、教育研究等組織（第30条及び第37条を除く。）、事務組織及び技術支援組織の各組織をいう。</u></p> <p>（2） （略）</p> <p>3 出張申請の方法 （1） 出張申請 出張申請者は、出張申請を行う場合又はこれを変更するには、事前に出張申請書（別紙1）に当該出張に関する事項を記載し、これを所属する部局等の長に申請するものとする。<u>ただし、旅費の支給が発生しない出張の場合は、勤務実績記録（職員の出退勤状況を記録した帳票等をいう。）をもって申請に代えることができる。</u></p> <p>（2）～（4） （略）</p>	<p style="text-align: center;">国立大学法人琉球大学における職員の出張申請に関する取扱要項</p> <p>1 趣旨 国立大学法人琉球大学における職員の出張申請に関する取扱いについては、就業規則その他別に定めるもののほか、この取扱要項（以下「要項」という。）に定めるところによる。</p> <p>2 定義 （1） 部局等 <u>この要項において「部局等」とは、グローバル教育支援機構の各部門（室）、戦略的研究プロジェクトセンター、研究企画室、地域共創企画室、亜熱帯島嶼科学超域研究推進機構、ジェンダー協働推進室、上原地区キャンパス移転推進本部、大学評価 IR マネジメントセンター、ハラスメント相談支援センター、学部、大学院教育学研究科、大学院医学研究科、大学院法務研究科、熱帯生物圏研究センター、島嶼地域科学研究所、島嶼防災研究センター、附属図書館、病院、研究基盤センター、総合情報処理センター、博物館（風樹館）、教職センター、附属小学校、附属中学校、実験実習機器センター、動物実験施設、亜熱帯フィールド科学教育研究センター、大学本部の各部（室）、基金室及び監査室をいう。</u></p> <p>（2） （略）</p> <p>3 出張申請の方法 （1） 出張申請 出張申請者は、出張申請を行う場合又はこれを変更するには、事前に出張申請書（別紙1）に当該出張に関する事項を記載し、これを所属する部局等の長に申請するものとする。_____</p> <p>（2）～（4） （略）</p>

4 (略)

5 出張終了の報告

出張（依頼に基づく出張を除く。）を終えて帰任したときは、7日以内に出張報告書（別紙2）を所属する部局等の長に提出しなければならない。ただし、旅費の支給が発生しない出張の場合は、勤務実績記録（職員の出退勤状況を記録した帳票等をいう。）をもって報告に代えることができる。

附 則

この要項は、令和6年12月1日から実施する。

4 (略)

5 出張終了の報告

出張（依頼に基づく出張を除く。）を終えて帰任したときは、7日以内に出張報告書（別紙2）を所属する部局等の長に提出しなければならない。 _____